

○宮崎大学大学院教育学研究科コース委員会規程

〔平成 30 年 3 月 20 日
制 定〕

改正 令和 2 年 2 月 19 日

(設置)

第 1 条 宮崎大学大学院教育学研究科に、教職実践開発専攻の各コースの円滑な運営を図るため、教育学研究科コース委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を取り扱う。

- (1) 各コースの企画・運営・評価に関すること。
- (2) 各コースの入学者選抜に関すること。
- (3) 各コースのカリキュラムの実施に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 専門職学位課程統括長
- (2) 各コースから選出された研究者教員（以下「コース長」という。） 各 1 人

(委員の任期)

第 4 条 前条第 2 号の委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

- 2 前条第 2 号の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は第 3 条第 1 号委員をもって充て、副委員長はコース長の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 副委員長は、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第 7 条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(その他)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成 30 年 3 月 20 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。